

次世代育成支援対策推進法が 改正されました！



次世代法とは

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律です。この法律に基づき、企業のみならず、国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされています。

次世代法に基づく10年間の集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、更に、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を改善し、充実させるため、以下の点について改正されました。

ポイント①：法律の有効期限の延長！

法律の有効期限が**平成37年3月31日まで10年間延長**されました。

ポイント②：新たな認定(プラチナくるみん認定)制度の創設！ (平成27年4月1日施行)

くるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する**新たな認定(プラチナくるみん認定)制度**が創設されました。

プラチナくるみん認定基準では、男性の育児休業取得率13%以上など、くるみん認定よりさらに高い水準の認定基準が設けられています。

また、プラチナくるみん認定を受けた場合は、一般事業主行動計画の策定・届出に代わり、次世代育成支援対策の実施状況を公表していただく制度となっています。



大阪労働局管内の くるみん認定企業数

■認定企業数 **128社**

(参考) 全国の認定企業数
2011社

(平成26年11月末現在)



【改正法説明会開催中】

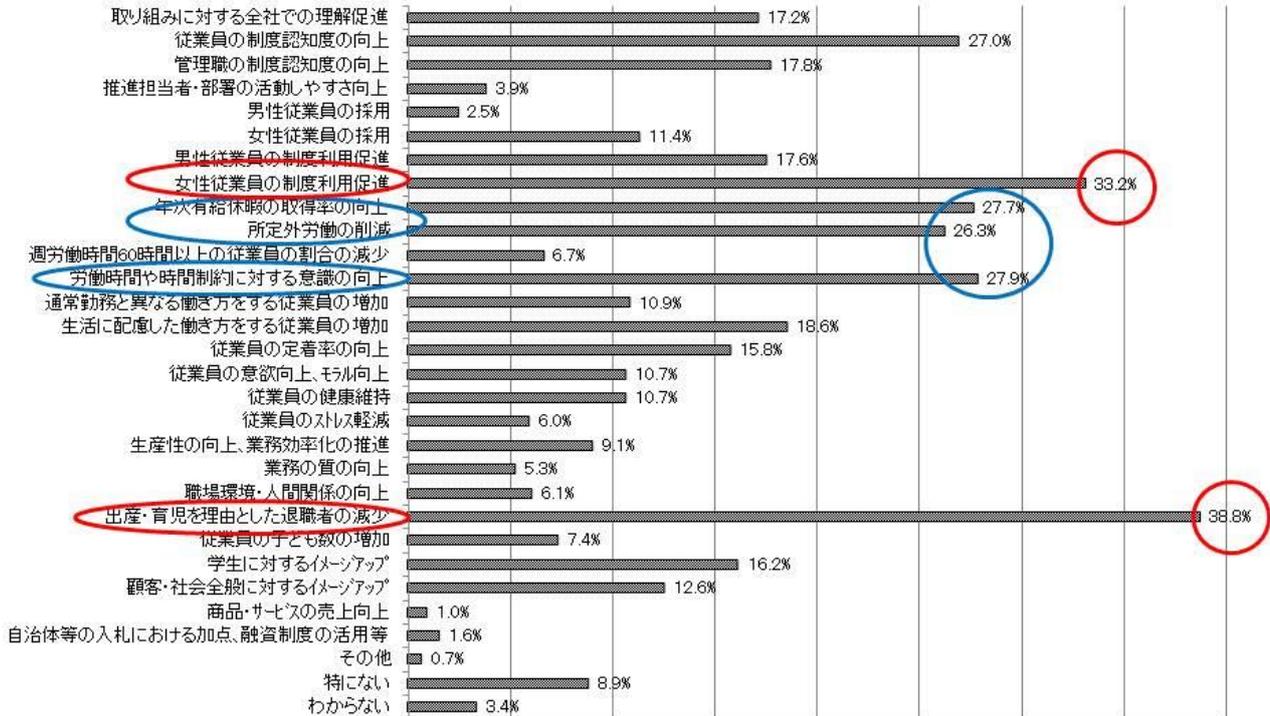
第3回 1/13 (13:30~15:45) ※3回目の申込みは締め切りました

第4回 1/19 (13:30~15:45)

場所 エル・シアター (エル・おおさか2階) 詳しくは大阪労働局ホームページをご覧ください

行動計画を策定・推進したことによる効果(企業人事担当者):複数回答(n=1,077)

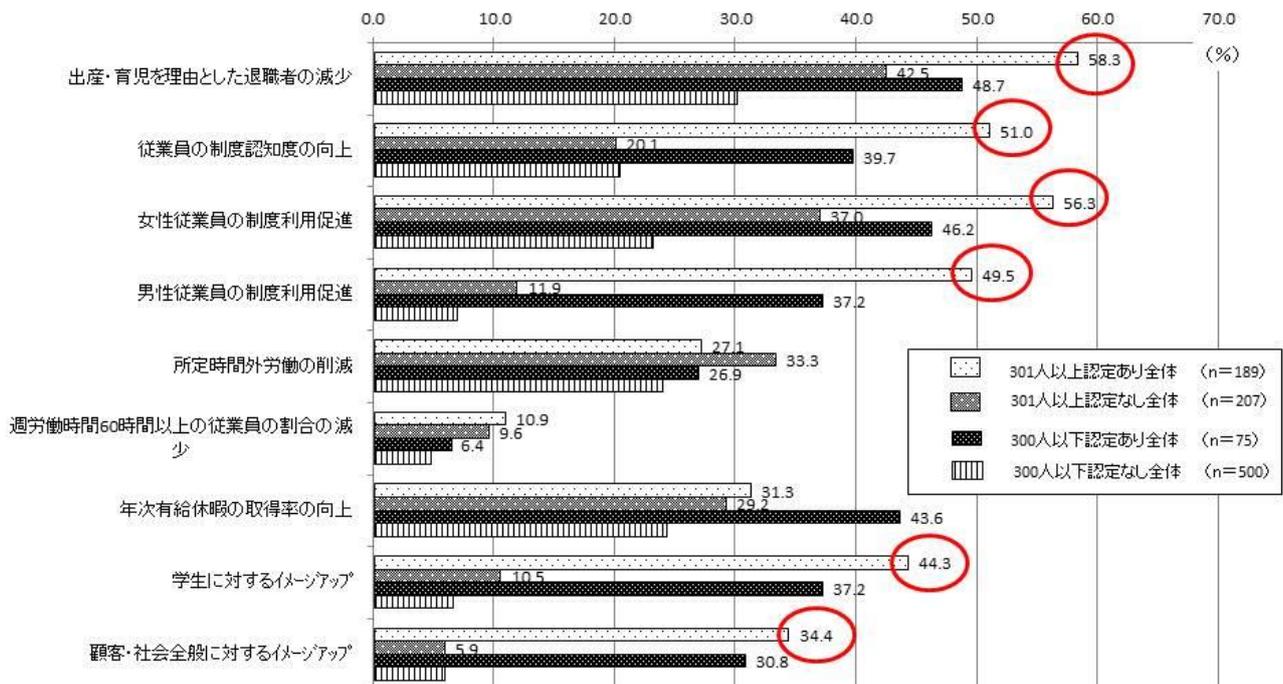
○ 「出産・育児を理由とした退職者の減少」等を行動計画策定の効果にあげる企業人事担当者の割合が高い



(資料出所)三菱UFJリサーチ&コンサルティング「平成24年度一般事業主行動計画に関する調査結果報告書」(平成25年3月)

認定の有無別 次世代法の効果(企業人事担当者):複数回答

○ 認定を取得している企業の方が企業人事担当者が各種効果を認識。特に「出産・育児を理由とした退職者の減少」「従業員の制度認知度の向上」「女性従業員の制度利用促進」「男性従業員の制度利用促進」「学生に対するイメージアップ」「顧客・社会全般に対するイメージアップ」などで両者の差が大きい
○ 「所定外労働の削減」等については、認定による効果が小さい



(資料出所)三菱UFJリサーチ&コンサルティング「平成24年度一般事業主行動計画に関する調査結果報告書」(平成25年3月)
を元に厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課において再集計

くるみん認定企業一覧

* 認定後に合併等により消滅した企業を除く

企業名				
1	(株)青山ケアサポート	45	(株)JR西日本ITソリューションズ	89 日本生命保険相互会社
2	旭化成せんい(株)	46	塩野義製薬(株)	90 日本臓器製薬(株)
3	アップリカ・チルドレンズプロダクツ(株)	47	(株)システムダイナミクス	91 日本フツソ工業(株)
4	イズミヤ(株)	48	シャープ(株)	92 パイエル薬品(株)
5	イズミヤカード(株)	49	スミセイ情報システム(株)	93 (株)パイオン
6	イトウ精工(株)	50	住友電気工業(株)	94 ハウス食品(株)
7	稲畑産業(株)	51	住友電エツールネット(株)	95 (株)パトライト
8	岩井コスモ証券(株)	52	積水化学工業(株)	96 パナソニック(株)
9	(株)エキ・リテール・サービス阪急阪神	53	積水化成品工業(株)	97 (株)日本触媒
10	江崎グリコ(株)	54	積水ハウス(株)	98 パナソニックSNソフトウェア(株)
11	NRIネットコム(株)	55	(株)千趣会	99 パナソニック健康保険組合
12	NECシステムテクノロジー(株)	56	千趣会コールセンター(株)	100 パナソニック ファクトリーソリューションズ(株)
13	(株)エヌ・ティ・ティデータ関西	57	全労済アシスト(株)	101 パナホーム(株)
14	(株)エヌ・ティ・ティ・データ・セキスイ	58	象印マホービン(株)	102 阪急電鉄(株)
15	大阪いずみ市民生活協同組合	59	タイガースポリマー(株)	103 阪神高速道路(株)
16	大阪ガス(株)	60	ダイキン工業(株)	104 阪神電気鉄道(株)
17	大阪厚生信用金庫	61	大光電機(株)	105 PFU西日本(株)
18	国立大学法人 大阪大学	62	大日本住友製薬(株)	106 (株)ビオ・マーケット
19	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団	63	ダイハツ工業(株)	107 (株)ビケンテクノ
20	(株)オーガス総研	64	(株)ダイヤアクセス	108 日立造船(株)
21	大塚化学(株)	65	大和ハウス工業(株)	109 日立マクセル(株)
22	(株)大西	66	大和リース(株)	110 富士火災海上保険(株)
23	小野薬品工業(株)	67	(株)高島屋	111 不二製油(株)
24	(株)カトー精工	68	武田薬品工業(株)	112 (株)富士通システムズ・ウエスト
25	(株)カネカ	69	(株)竹中工務店	113 富士通関西中部ネットテック(株)
26	(株)カプコン	70	田辺三菱製薬(株)	114 藤本化学製品(株)
27	(株)関西アーバン銀行	71	(株)チャーム・ケア・コーポレーション	115 ホシザキ阪神(株)
28	関西ペイント(株)	72	ディアンドアイ情報システム(株)	116 (社)ほしの会
29	(株)近畿大阪銀行	73	帝国航業(株)	117 丸石製薬(株)
30	(株)クボタ	74	帝人(株)	118 丸大食品(株)
31	クボタシーアイ(株)	75	帝人フロンティア(株)	119 マルホ(株)
32	(株)栗本鐵工所	76	(株)天彦産業	120 美津濃(株)
33	京阪電気鉄道(株)	77	東洋炭素(株)	121 (株)メディコン
34	(株)神戸屋	78	東洋紡(株)	122 (株)ヤマダ・エスバイエルホーム
35	コクヨ(株)	79	東レ(株)	123 (株)ユー・エス・ジェイ
36	コクヨS&T(株)	80	東和薬品(株)	124 (株)読売新聞大阪本社
37	コクヨファニチャー(株)	81	トラスコ中山(株)	125 (株)ワールドテレネット
38	(株)コングレ	82	長瀬産業(株)	126 (株)りそな銀行
39	サンコーインダストリー(株)	83	(株)ナリス化粧品	127 レンゴー(株)
40	サラヤ(株)	84	西日本建設業保障(株)	128 ロート製薬(株)
41	参天製薬(株)	85	西日本電信電話(株)	129
42	サントリーホールディングス(株)	86	西日本旅客鉄道(株)	130
43	三洋商事(株)	87	(株)日本公文教育研究会	131
44	三洋電機(株)	88	日本システム技術(株)	132

(五十音順)

くるみん認定 プラチナくるみん認定

の認定基準・認定マークが決定しました！

はじめまして！
プラチナくるみんです。
12色のマント*があるよ！
平成27年4月1日から
よろしくね！

愛称：プラチナくるみん



こんにちは！くるみんです。
企業のみなさまの取組状況が
より分かりやすくなるよう
平成27年4月1日から
新しく生まれ変わります！

愛称：くるみん

- 次世代育成支援対策推進法が改正され、平成27年4月1日から新しくプラチナくるみん認定制度が始まります！
- プラチナくるみん認定と新しいくるみん認定の基準が決まりました！
- プラチナくるみんマークが決まり、くるみんマークが新しくなりました！
- プラチナくるみん認定を受けた企業に公表していただく事項についても、併せてお知らせします！

※プラチナくるみんのマントの色は、ピンク色、だいたい色、黄色、緑色、青色、紫色又はこれらの淡色の12種類からお選びいただけます。



次世代育成支援対策推進法（次世代法）とは？

次世代法は、企業のみならず、国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための計画を策定することを求めている法律です。

これまで、平成27年3月31日までの法律とされていましたが、平成26年4月に改正法が成立し、有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

■くるみん認定・プラチナくるみん認定とは

次世代法では、一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定できることとしています。これまでの認定制度は、くるみん認定のみでしたが、平成27年4月1日からは、新たにプラチナくるみん（特例）認定が始まります。

今回、平成27年4月1日の改正法の施行に向け、**くるみん認定基準を見直す**とともに、**プラチナくるみん認定基準を創設**しました。（次頁に認定基準一覧を掲載しています。）

プラチナくるみん（特例）認定制度とは？

プラチナくるみん認定制度は、次世代育成支援対策に自主的に取り組んでいただける企業のみならずを応援するため、認定を取得した企業の一般事業主行動計画の策定義務に代えて、次世代育成支援対策の実施状況を公表いただければよい制度として、平成27年4月1日から始まります。**プラチナくるみん認定は、くるみん認定を受けたことのある企業のみならずが申請・取得できます。**

●行動計画策定義務あり

認定



●行動計画策定義務なし
●毎年少なくとも1回、次世代育成支援対策の実施状況を公表

プラチナくるみん認定を取得した企業は、毎年少なくとも1回、厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」に以下の事項を公表いただく必要があります。

①～⑥の事項を
公表してね！



- ① 男性の育児休業等取得に関する事項
- ② 女性の育児休業等取得に関する事項
- ③ 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者のための短時間勤務等の措置の内容
- ④ 所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進のための取組など働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関して講じている措置の内容
- ⑤ 女性の継続就業に関する事項
- ⑥ 育児をしつつ活躍する女性を増やすための取組として、女性労働者の能力向上やキャリア形成のための支援などの取組内容、その実施状況

「両立支援のひろば」 ▶ URL : <http://www.ryouritsu.jp/> (ウェブサイト名は変更の可能性があります)

改正くるみん認定基準及びプラチナくるみん認定基準（一覧）

以下の新しい認定基準は、平成27年4月1日から適用されます。

 <p>改正くるみん 認定基準</p>	 <p>プラチナくるみん 認定基準</p>
<ol style="list-style-type: none"> 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。 平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者が1人以上いること。 <p><従業員300人以下の企業の特例> 上記5.を満たさない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいる（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいる。 計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性労働者がいる。 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、企業が講ずる育児目的の休暇制度を利用した男性労働者がいる。 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。 <p><従業員300人以下の企業の特例> 上記6.を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。</p> 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。 次の①～③のいずれかについて成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 <ol style="list-style-type: none"> 所定外労働の削減のための措置 年次有給休暇の取得の促進のための措置 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 <p>※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません</p> 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1～4. 改正くるみん認定基準1～4. と同一。 計画期間において、男性労働者のうち、 <ol style="list-style-type: none"> 配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が13%以上 配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業が講ずる育児目的の休暇制度を利用した者の割合が30%以上、かつ、育児休業等を取得した者1人以上のいずれかを満たすこと。 <p><従業員300人以下の企業の特例> 計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業が講ずる育児目的の休暇制度の利用者がいない場合（上記5.の①又は②を満たさない場合）でも、改正くるみん認定の5.の①、②、④もしくは「計画の開始前3年間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が13%以上」のいずれかに該当すれば基準を満たす。</p> 6・7. 改正くるみん認定基準6・7. と同一。 改正くるみん認定基準の8.の①～③すべてに取り組み、①又は②について定量的な目標を定めて実施し、達成するとともに、 <ol style="list-style-type: none"> 計画期間終了前直近1年間の平均週労働時間が60時間以上の労働者の割合が5%以下 計画期間終了前直近1年間の平均月時間外労働時間が80時間以上の労働者が1人もいないこと のいずれかを満たすこと。 計画期間において、 <ol style="list-style-type: none"> 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育休中を含む）している者の割合が90%以上 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育休中を含む）している者の割合が55%以上 のいずれかを満たすこと。 <p><従業員300人以下の企業の特例> 上記9.の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を併せて計算したときに①又は②を満たせば、基準を満たす。</p> 育児休業等を取得し又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力の向上やキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、これを実施していること。 改正くるみん認定基準9. と同一。

行動計画策定指針も改正されます！

一般事業主行動計画策定の際に、よりどころとなる「行動計画策定指針」は、今回の法改正や認定基準の改正・創設等を受けて改正されます。**平成27年4月1日以降**は、新しい行動計画策定指針に則った一般事業主行動計画の策定が望まれます。

行動計画策定指針の
ここが変わったよ！



- ① 取組の対象に非正規労働者が含まれることを認識の上、取組を進めていくことが重要であること
- ② 男性の子育てに関する制度の利用促進に係る取組や、働き方・休み方の見直しに資する取組を進めることが重要であること
- ③ 計画の実施状況の点検にあたり、PDCAサイクルを確立することが重要であること
- ④ 育児休業に関する規定を整備し、労働者の休業中の待遇や休業後の労働条件について労働者に周知すること
- ⑤ 希望する労働者に対し、職務や勤務地等の限定を実施する際は、限定内容の明示が重要であり、職務や勤務地等の限定がない労働者との間の転換ができることや待遇の均衡を図ることが望ましいこと など

改正くるみん認定、プラチナくるみん認定の



Q. くるみん認定基準の経過措置は？

A 今回お示した改正くるみん認定基準は**平成27年4月1日**から適用されます。ただし、平成27年3月31日までに行動計画期間が終わる事業主が、平成27年4月1日以降に認定申請を行った場合は、改正前のくるみん認定基準で審査が行われます。また、平成27年4月1日をまたぐ行動計画については、改正前・改正後のいずれかのくるみん認定基準を選択できます。

Q. 認定を受けるメリットは？

A 認定企業になると、くるみん、プラチナくるみんを商品等につけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

さらに、認定企業になると、建物等の割増償却を受けられる**税制上の優遇措置(くるみん税制)**が受けられます。

※現行の税制優遇措置は、平成27年3月31日までです。

平成27年4月1日以降については、検討中です。

くるみん認定、プラチナくるみん認定の申請、次世代法・行動計画に関するお問い合わせは、

都道府県労働局雇用均等室まで

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-6893-1100	愛知	052-219-5509	岡山	086-224-7639	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8827
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-0504	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-222-8446
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-224-6288	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2859	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-210-5009	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

厚生労働省トップページ>分野別の政策>注目のキーワード>くるみんマークについて のページに以下の情報が掲載されています。

- 行動計画の策定について ▶ <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>
- 認定企業について ▶ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou/>
- 企業の仕事と家庭の両立支援に関する取組について(両立支援のひろば) ▶ <https://www.ryouritsu.jp/>
- 相談はこちらでも(次世代支援対策推進センター一覧) ▶ <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dantai.html>
- くるみん税制について ▶ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/29.pdf>